(案)

業　務　委　託　契　約　書

1　業務委託名　　特定建築物定期報告調査業務委託

2　業務委託場所　　栄町役場　他６箇所

3　業務委託期間　　契約日の翌日から令和９年１月３０日まで

4　業務委託料　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

5　契約保証金

上記の業務委託について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

委託者　　千葉県印旛郡栄町安食台一丁目２番

栄　町

栄町長　　橋　本　　浩

受託者

（総　　則）

第１条　委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　前項の規定によるこの契約及び設計図書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

（業務主任技術者）

第２条　乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、甲に通知するものとする。

（業務工程表）

第３条　乙は、契約締結の際、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

２　甲は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

（監督職員）

第５条　甲は、監督職員を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、指示等その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第７条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第８条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

（期限の延長）

第９条　乙は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を

完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１０条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第１１条　乙の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

２　前項の延滞金は、委託業務に対して延長日数に応じ年３．０パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

３　甲の責に帰する理由により、第１４条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年３．０パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

（検査及び引渡し）

第１２条　乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から１０日以内に成果品について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項を準用する。

４　乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

（委託料の支払）

第１３条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（甲の解除権）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）その責に帰すべき理由により、契約期間内又は履行期限経過後相当の期間内に委

託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

（違約金）

第１５条　前条により甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の１／１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（乙の解除権）

第１６条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）第９条の規定により設計図書を変更したため契約期間の始期から満了の日までの委託料の総額が２／３以上減少したとき。

（２）甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第１７条　甲は、この契約が解除された場合においては、委託部分の出来形部分が可分のものであるときは、当該出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

２　前項の場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

３　乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　乙は、この契約が解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　乙は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に乙が所有又は管理す

る委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、又は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

６　前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

７　第３項前段及び第４項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第１６条の規定によるときは甲が定め、前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段、第４項後段及び第５項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（業務従事者災害等）

第１８条　乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害等については、全責任をもって措置し、甲は、何ら責任を負わない。

（債務不履行に対する乙の責任）

第１９条　乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。

２　前項において乙が負うべき責任は、第１２条第２項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

３　第１項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第１２条第４項の規定により委託業務が完了した日から２年以内に行わなければならない。ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務の完了の日から１０年とする。

４　甲は、委託業務の完了の際に乙がこの契約に関した違反があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りではない。

５　第１項の規定は、乙の契約違反が設計図書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（乙の法令上の責任）

第２０条　乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）その他の法令の規定による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（補　則）

第２１条　この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。